世界環境デーに向けて人権専門家が声明

2017/06/01

国連人権高等弁務官事務所

6月5日の世界環境デーに向けて、人権と環境に関する特別報告者が声明を発表した。主な 内容は以下のとおり。われわれは生物多様性の喪失が加速していることに危機感をもち、 健全な環境なくして基本的人権の享受は不可能であることを認識すべきである。健全な生 態系なくして政府が持続可能な開発に関する約束を果たすことは極めて難しいであろう。 生物多様性と人権は相互に関連し依存している。政府はどちらをも保護する義務を負って いるのであり、生物多様性保護のための法的・制度的枠組みを実施する約束を果たさなけ ればならない。政府はまた、生物多様性に関わる決定において国民への情報提供と参加を 確保し、生物多様性の喪失・低下に関して効果的な救済を行う義務がある。公園管理官、 先住民族、その他自然生態系の保全に尽力している人々は人権擁護活動家と認められ、保 護されるべきである。 子どもの権利委員会第75会期閉幕

2017/06/02

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第75会期が閉幕した。今日の会合では、アンティグア・バーブーダ、ブータン、カメルーン、レバノン、モンゴル、カタール、ルーマニア、米国の報告書に関する最終見解と勧告が採択された。会期中には、個人通報の審理が行われ、通報番号9のケースが審理打切りと決定された。また、国連総会決議68/268の条約機関強化との関連で、簡素化された報告手続などの委員会の活動方法が討議され、移住における子どもに関して、移住労働者権利委員会との共同一般的意見が検討された。第76会期は9月11~29日に開催される。子どもの権利条約に関する韓国、デンマーク、エクアドル、モルドバ、タジキスタン、バヌアツの報告書、子どもの売買などに関する選択議定書に関するギニア、タジキスタン、バヌアツの報告書、武力紛争における子どもに関する選択議定書に関するキプロス、ギニア、タジキスタン、バヌアツの報告書が審査される予定である。

人権理事会第35会期開幕

2017/06/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第35会期が開幕した。開会の挨拶をした議長は、市民社会に安全な場を提供するのは理事会の任務であるとし、理事会は報復のあらゆるケースを取り上げるであろうと述べた。ゼイド人権高等弁務官は、凶悪ともいえる指導者が民主的その他の方法で権力の座に就き、自国の法や憲法だけでなく国際法上の義務を公然と否定していること、過去数カ月間に特別手続担当者個人への脅迫や侮辱的言動が多発していることに懸念を示し、特別手続担当者への脅迫に国連として対応する事務次長補にすべての関係者が協力するよう求めた。また、人権理事会理事国とその候補国は人権理事会制度に協力する特別な責任があるにもかかわらず、多くの国が理事会関係者の訪問の受入れを保留していること、条約機関への定期報告書については、74カ国の報告書の提出が10年以上遅れており、期限を厳守している国は33カ国にすぎないことを指摘した。

人権理事会 性的指向、恣意的処刑を討議

2017/06/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、性的指向・ジェンダー自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家が発言し、多くの国で今なお LGBTI の人々が幼少期から拷問・虐待・殺害・嫌がらせ・いじめの被害を受けていること、性自認に基づく差別を周知するには、文化・宗教上の繊細な問題を考慮に入れなければならないこと、教育で非差別の価値を推進し意識を向上させることが、侮蔑や憎悪を終わらせるために不可欠であることに言及した。超法規的・略式・恣意的処刑に関する特別報告者も発言し、超法規的・略式・恣意的処刑と生命の権利においてジェンダーに基づく視点をもつことによって事実が顕在化するのであり、さもなければジェンダーに基づく殺害・処刑などの危険性の高さが明らかにならないと強調した。討議では、超法規的・恣意的処刑は政府・非政府主体によって行われうるが、どちらの場合でも政府は市民の生命の権利を守る究極の責任を負うことなどが主張された。

人権理事会 健康、国際連帯を討議

2017/06/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、健康の権利に関する特別報告者が発言し、世界中で精神の健康が軽視されており、精神の健康における生物医学の認識の支配、証拠の偏向した利用が問題であること、生物医学関係者に権限と意思決定が集中しているために偏見が続いていることを主張した。国際連帯に関する独立専門家は国際連帯の権利に関する宣言案について説明し、世界中でナショナリズムが高まる中で事件が生じている今こそ宣言案が必要であり、人権に基づく国際連帯の展望は、グローバル化を有害で否定的な力とする現在の支配的な見解に代わるものとなりうると述べた。討議では、身体の健康に比べて精神の健康への配慮が足りないこと、精神の健康における偏見への対応が緊急に必要であることなどが主張された。日本代表は、精神障害に基づく差別と偏見の問題への取組みにおいて、理事会は積極的な役割を果たすべきであると述べた。

人権理事会 集会・結社、教育を討議

2017/06/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、平和的集会・結社の自由に関する特別報告者が発言し、集会・結社の自由は絶対的な権利となっておらず、多くの国で研究機関に制約が課されており、デジタル分野での集会・結社の自由もますます制限的な法や政策の対象となっていることが懸念されると述べた。教育の権利に関する特別報告者も発言し、世界では約2億6,300万人の子ども(その多くが少女)が学校に通えず、約7億7,500万人の大人が非識字であり、これは10億人が教育の権利を奪われていることを意味すると述べた。また、非公式教育は多くの国で良くないものと考えられているが、非公式教育は正式な教育制度から排除されている人々を対象にするものであること、教育の質に関して政府が設定した最低基準で妥協せず、多くの子どもや大人の学習者のニーズに対応するために、教育について伝統的認識を脱し、もっと柔軟でなければならないことを主張した。

人権理事会 健康に関する専門家の発言

2017/06/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、健康の権利に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。 精神の健康に関する政策・サービスは危機的状況にあり、大胆な政治的約束、迅速な政策 対応、即時の是正措置が必要である。向精神剤の第一選択・過剰投与など、生物医学型サ ービスに過度に依存するシステムが失敗であることについて明確な証拠があるにもかかわ らず、今なお根強く残っている。こうした事態は、精神障害の人々の症状と意見を政策に 組み入れず、健康の権利が尊重・保護・実現されていないことを表している。精神の健康 における権限と意思決定は、製薬業界に支持された生物医学関係者に集中しており、彼ら は精神障害の人々は危険であり、生物医学的介入が必要だとする時代遅れの考え方を守る ことで権限を維持している。こうした考え方が偏見と差別、精神の健康における抑圧的な 対応を永続させている。障害者権利条約に合致するよう認識の劇的転換を求める。 人権理事会 高等弁務官の発言について討議

2017/06/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、6日の開会の際のゼイド人権高等弁務官の発言について討議が行われた。発言者は以下のことを主張した。すなわち、国際人権制度による人権侵害防止の強化が重要であり、早期警戒の取組みでは、関係国への建設的な関与が考慮されるべきであること、技術支援・能力構築は人権侵害の防止努力に不可欠と捉えられるべきであること、失業率の上昇、医薬品の不足、難民の増加などの問題についても一層の注意が払われるべきであることなどである。日本代表は、安全と人権は密接につながっていること、女性のエンパワメントを推進する制度の強化が必要であること、表現の自由も優先課題であること、拉致などの北朝鮮による人権侵害は重大な懸念事項であり、国際社会の関与が不可欠であることを主張し、また、高等弁務官に対して、ハンセン病に対する差別の解決に取り組むよう求めた。

人権理事会 集会・結社、教育の討議を終了

2017/06/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は昼の会合で、平和的集会・結社、教育の権利に関する討議を終了した。平和的集会・結社については、発言者からデジタル分野を含めて市民社会の活動の場が縮小していること、平和的集会・結社の自由への制約が増えていることに懸念が示され、活発な市民社会は健全で参加型の民主主義を維持するための必須の要素であり、集会・発言の自由が保障されてはじめて市民社会は機能するとの指摘があった。非公式教育については、概ね支持が示され、特に難民の子どもなどの弱者集団への教育や、不利な状況にある集団への学習の支援である場合に賛成であるとする意見がみられた。その一方で、非公式教育は、暴力的な過激主義者の意見を拡散するために利用されかねないという意見もあった。このほか、教育は他の権利の前提条件として重要であるとする意見、教育は法律上・道徳上の最優先課題であるとする意見などもみられた。

人権理事会 国内避難民、極度の貧困を討議

2017/06/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、国内避難民に関する特別報告者が発言し、国内避難民の数は記録的なレベルに達しているが、彼らの窮状に国内・国際の注意がほとんど払われていないと指摘し、特別報告者としては、彼ら自身に関わるすべての決定への彼らの参加の確保、裁判と救済の確保のために努力する所存であると述べた。続いて極度の貧困に関する特別報告者が発言し、経済不安は社会の多くの分野に影響をもたらしているが、人権コミュニティはその事実にほとんど関与せず、人権理事会が生活水準・労働・社会保障の人権に取り組むことも稀であると述べた。討議で北朝鮮から言及された日本は、北朝鮮の指摘に答えて、拉致問題は深刻な懸念事項であり、北朝鮮はすべての被害者とその子どもを出身国に帰還させるように求める勧告を受け入れるべきであるが、特別報告者・国際社会・市民社会・人権理事会の懸念に対して具体的行動をとっていないと述べた。

人権理事会 恣意的処刑に関する専門家の発言

2017/06/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では超法規的・略式・恣意的処刑に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。ドメスティック・バイオレンス、名誉殺人、LGBTQI の人々の殺害などジェンダーに関わる殺人は恣意的処刑にもなりうると認識されるべきである。政府は、生命の権利の恣意的剥奪に関するジェンダーの重要な役割にもっと注意を払わなければならない。統計では女性が被害者である殺人のほぼ半数が家族や親密な者による犯行であるが、男性の場合の割合は5%余に過ぎず、ジェンダーは殺人などの危害のリスクや予測可能性を決定する際に重要である。また、ジェンダーに基づく生命の権利の侵害は意図的行為から生じるだけでなく、食料・水・保健・住居などの生活を保障する基本的条件・サービスの欠如からも生じる。生命の権利は市民的・政治的権利の問題であるだけでなく、発展の権利、経済的・社会的・文化的権利の問題でもある。

人権理事会 公衆衛生における能力強化に関するパネル

2017/06/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、パネルディスカッションが行われ、公衆衛生における能力構築強化による健康の権利の実現が討議された。人権副高等弁務官は、世界中で健康の権利の実現がかつてなく急務であるにもかかわらず、都市化や環境悪化のために、人々の質の高い保健サービスへのアクセスは損なわれ脅かされる状況が続いていると述べた。WHOの代表は、健康の権利は水・大気・食糧・医薬品の安全性と有害化学物質からの国民の保護のための規制を担う当局の対応次第であること、法律は健康への脅威から国民全体を保護する最善の方法の一つであることなどに言及した。討議では、保健サービスへの普遍的・平等なアクセスを促進する主な責任は政府にあるが、開発途上国はそのための技術支援や技術移転を受けるべきであるとの意見、健康の権利と「持続可能な開発目標」との関係を重要視する意見などがみられた。

人権理事会 国内避難民、極度の貧困に関する討議を終了

2017/06/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は昼の会合で、国内避難民、極度の貧困に関する討議を終了した。国内避難民の人権について、発言者は、国内避難民の状況は難民への世界規模での対応改善にかかっており、包括的枠組みを採用する必要があること、紛争、安全の欠如、貧困、経済不安などの避難の根本原因への取組みも緊急に必要であることが主張された。特別報告者は、避難の長期的解決策を講じるために、貧困、自然災害、武力紛争などの根本原因を明らかにすることが不可欠であり、各国政府が国内避難民保護のための実効的な法律・政策を実施することも急務であると述べた。また、極度の貧困について、発言者は、貧困撲滅の課題には、貧困の根本にあるすべての要因を考慮に入れた総合的・包括的な方法によってのみ取組みが可能であること、現在7億人以上の人々が極度の貧困状態にあり、解決に向けてあらゆるレベルで直ちに努力すべきであることなどに言及があった。

人権理事会 多国籍企業、移住者の人権を討議

2017/06/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権と多国籍企業に関する作業部会議長が発言し、ビジネスと人権に関する指導原則に対する中小企業の認知度が低いこと、中小企業の現実に即した実用ツールが必要であること、各国は人身売買、環境犯罪、野生生物・森林犯罪、多国籍企業の賄賂、腐敗の分野で国境を越えた捜査・訴追に成功していることに言及した。移住者の人権に関する特別報告者は、「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」は「2030 アジェンダ」を補うための足掛かりとなるべきであるとし、「グローバル・コンパクト」の完全実施のための政策には、闇労働市場の削減、労働組合の結成や司法への実効的アクセスの推進、効果的な監視のない帰還の禁止などが含まれるべきであると述べた。討議で発言者は、多国籍企業の増加とそれらによる深刻な環境被害の増加を取り上げ、また、移住の犯罪化に反対し、移住者に対する差別的な政策を廃止するよう求めた。

人権理事会 国際連帯に関する専門家の発言

2017/06/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で、人権と国際連帯に関する独立専門家が国際連帯の権利に関する宣言案について説明した。主な内容は以下のとおり。宣言案の目的は、政府・集団・個人に世界的緊急問題に共同で取り組む方法を示すことにある。国境を越えた協力、人道支援、持続可能な経済関係、平和的共存、地球保護などを包含する国際連帯の概念は、これまで以上に必要である。人は相互関連・相互依存の状態で存在しており、国際連帯なくして解決できない世界的課題があることは否定できない。国境を越えた連帯によって、グローバル化の課題にも取り組むこともできる。国際連帯は、人権を第一とするときに国際交流・協力・協調を通して我々すべての生活をより良くできることを想起させる。宣言案は、国連憲章をはじめとする国際法における国際連帯の重要性を協調している。また、平等と参加に基づく国際連帯の人権のための枠組み、人権が完全に実現される国際秩序の概念を示している。

人身取引に関する専門家の報告書

2017/06/08

国連人権高等弁務官事務所

人身取引に関する特別報告者が9日に人権理事会で報告書を提示する予定である。報告書の主な内容は以下のとおり。様々な関係者と産業が、サプライチェーンでの人身取引と強制労働の禁止に関する自主基準の有効性を継続して改善することが重要である。自主基準をより有効にするには以下の方法がある。すなわち、下請け業者に対して契約打切りなどのペナルティを示して危険な慣行の変更を求めること、労働者の意見表明を保障すること、自主基準遵守を表示し、消費者が人身取引や労働者虐待の問題のない企業を選べるようにすることなどである。関係者に人身取引の問題と人身取引となる慣行について周知することも重要である。政府が労働搾取から労働者を保護するための枠組みを設け、企業に期待されることを明確にする必要がある。ビジネスモデルの変革には、自主基準だけでは不十分であり、政府との協力強化などの革新的取組みが必要である。

人権理事会 多国籍企業、移住者に関する討議を終了

2017/06/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合で、人権と多国籍企業、移住者の人権に関する討議を終了した。 多国籍企業に関しては、中小企業はビジネスと人権に関する指導原則をもっと知る必要があること、政府は人権に関する責任を有するが、企業が責任をとることも重要であることなどが主張された。移住者に関しては、移住者に対する否定的な見方を直ちに覆す必要があること、人身取引の撲滅は国際移住機関との密接な協力で達成できること、国際社会は移住者に対する差別・ヘイトスピーチに関する国際文書を採択すべきであることなどが主張された。最後に移住者の人権に関する特別報告者は、「持続可能な開発目標」に合致した政治的・社会的・経済的・民主的開発政策は、移住の根本原因への取組みに役立つこと、人々の流動性は開発の障壁ではなく、むしろ促進剤と捉えられなければならないことを指摘した。 人権理事会 女性差別、人身取引を討議

2017/06/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、女性差別に関する作業部会議長が発言し、女性の人権に対する激しいバックラッシュを深く懸念していること、女性の人権享受のための法律は不可欠であるが、良い法律は他の要因と連動して機能することに言及した。討議では、女性の権利に対するバックラッシュのレベルに懸念が示され、経済的エンパワメント、性・生殖の健康に関する教育・保健・情報が女性差別撤廃の前提状況であること、女性の政治的・社会的活動へのアクセスを妨害するすべてのステレオタイプを撤廃する必要があることが主張された。続いて人身取引に関する特別報告者が発言し、サプライチェーンでの人身取引に関しては、様々な関係者や産業が自主基準を通して取り組んでおり、自主基準は環境危機・腐敗・労働条件・労働の権利など広範な問題に及ぶが、自主基準だけでは十分ではなく、政府は労働者を搾取から守るための規範的枠組みを設けなければならないと述べた。

人権理事会 同伴者のいない移住者の子どもに関するパネル

2017/06/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、同伴者のいない移住者の子ども・青少年と人権に関するパネルディスカッションが行われた。ゼイド人権高等弁務官は、紛争や暴力から避難した同伴者のいない子どもは、2010・2011 年には 6 万 6 千人であったが、2015・2016 年は約 80 カ国で少なくとも 30 万人と記録されていること、すべての国は移住者の子どもすべての保護・支援に一層努力し、関連する政策では子どもの最善の利益が指針とされるべきであることに言及した。子どもの権利委員会委員は、北アフリカから地中海を渡ってイタリアに到着した子どもの 9 割に同伴者がおらず、イタリア政府はこの問題に対処しなければならないと述べた。人権高等弁務官事務所の代表は、子どもの最善の利益は移住管理などで最優先に考慮され、後見人指名、年齢評価、抑留、帰還、基本的サービス、家族の再統合などにおいて指針とされるべきであると述べた。

人権理事会 人身取引に関する討議を終了

2017/06/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合で、人身取引に関する討議を終了した。討議では、企業の自主基準は評価されたが、労働者保護のための規範的枠組みを作成する政府の役割も強調された。また、サプライチェーンにおける人身取引に対する取組みでは、労働者の受入国の企業が重要な役割を果たすべきであること、紛争地域でも人身取引は特別な問題であることが指摘された。さらに、低賃金や劣悪な生活条件による経済的圧力のために、子どもは小規模の非正規企業での就労や人身取引の被害を受ける深刻な危険にさらされていることも強調された。最後に人身取引に関する特別報告者が発言し、子どもの労働搾取と移住者の子どもの人身取引の発見や調査がとりわけ難しい点を指摘し、また、自主基準の設定と実施監視の際に労働者の意見が取り入れられているか、人身取引の被害者への効果的な救済策が策定されているかが懸念されると述べた。

人権理事会 裁判官の独立、女性に対する暴力を討議

2017/06/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、裁判官・弁護士の独立に関する特別報告者が発言し、権力の 圧力にさらされる司法制度の強化が極めて重要であること、裁判官は人々が頼りとする独 立した司法を確保できる存在でなければならないこと、腐敗撲滅が司法の信頼性を確保す るための必須要素であることなどに言及した。女性に対する暴力に関する特別報告者も発 言し、国連がシェルターの数やタイプに関する世界的データベースを作ることを求め、各 国に対して、適切な資金を充てた十分な数の安全なシェルターを遠隔地も含めて設けるよ う勧告した。討議では、裁判官・弁護士の独立に関して、強力・独立・実効的な司法は、 政府の各部の責任を問い、法の支配に対する市民の信頼を築き、腐敗を根絶するために不 可欠であることなどが主張され、女性に対する暴力に関しては、各国政府と企業に対して、 インターネット上のジェンダーによる虐待に対処するよう求める発言などがあった。 人権理事会 表現の自由を討議、日本訪問についても報告

2017/06/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、意見・表現の自由に関する特別報告者が発言した。その中で、 日本訪問についても報告し、日本には意見・表現の自由に関するしっかりとした法的基盤 があると評価するが、記者クラブ制度は調査報告を妨げるものであり、政府は情報への広 範なアクセスを確保するための措置をとること、特に慰安婦問題の歴史的根拠に関して、 教科書の記述が他からの影響を受けないようにすることなどを勧告すると述べた。これに 応えて日本代表が発言し、特別報告者の報告書に日本政府の説明や立場の正確な理解を欠 く部分があるのは遺憾であると述べ、政府職員がジャーナリストに違法な圧力をかけた事 実、放送法による業務停止命令が適用されたケースはないこと、抗議行動を含めて表現の 自由は最大限保障されていること、不要・過度の制限は課されていないこと、特定秘密保 護法によってジャーナリストの情報収集は処罰されないことなどを主張した。 人権理事会 女性に対する暴力に関する専門家の発言

2017/06/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で、女性に対する暴力に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。シェルターと保護命令は、生命を脅かされている女性が生き延びるための手段である。政府にとってこれらは選択的措置ではなく、女性の安全と人権を確保するために必要な人権義務である。各国に対して住民10万人あたり1つの避難場所を設けるよう求める。緊急・一時的な滞在場所となるシェルターは文化とジェンダーを反映したものであるべきで、また、緊縮政策や公共住宅予算削減の影響を受けてはならない。多くの場合、政府の脆弱で未調整の対応が保護の欠落を生み、女性や子どもの殺害という悲劇的結果をもたらしている。こうした暴力が重大犯罪として扱われ、政府がこれらの犯罪を防止・撲滅する人権義務を果たすならば、防止は可能である。シェルターが保護命令とともに不可欠であることを強調したい。

人権理事会 表現の自由に関する専門家の発言

2017/06/12

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会で、意見・表現の自由に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。政府は突然に予期せぬ方法でインターネットや通信アクセスを停止したり、プロバイダーに利用者の情報の記録・提供を求めたりしている。インターネット・通信インフラの基盤に対する政府の検閲や監視はしばしば、すべての人の情報の要求・受信・伝達の権利に破壊的な影響を与えている。政府は通信会社やプロバイダーなどを通じてオンライン上の表現の抑圧・監視を強化しているが、企業自らが表現の自由の制限に寄与していることもある。プロバイダーや通信会社は世界中の数十億の人々とアクセスしており、これら企業は表現の自由の将来にとって重要な存在である。政府がデジタル通信への違法・不要・過度の介入の要求はしないための措置をとらなければならない。デジタル通信企業もまた、表現の自由に対する危険を特定・防止・緩和することができる。

国際アルビニズム啓発デーに向けて 専門家の声明

2017/06/12

国連人権高等弁務官事務所

6月13日の国際アルビニズム(白皮症) 啓発デーに向けて、アルビニズムの人々の人権に関する独立専門家が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。国際協力がアルビニズムの人々に対する差別を終わらせるための長い闘いの転換点となるであろう。共同行動の意義を過小評価することはできない。アフリカ人権委員会は、アルビニズムの人々に対する攻撃を終わらせるための地域行動計画を採択した。この計画には、人々の教育、データ収集、原因調査、不処罰との闘い、被害者の支援、呪術や体の売買阻止のための法的・政策的枠組みなどが規定されている。共同行動のための新たな動きに希望をもてるが、人々の生活が変化し、根本原因への対応措置がとられるまで安心することはできない。アルビニズムの人々の人権享受に向けて、われわれは決意をもって取り組む必要がある。「アジェンダ2030」の「誰一人取り残さない」原則に希望を新たにし、ともに前に進もう。

人権理事会 女性に対する暴力に関するパネル

2017/06/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、女性に対する暴力の撲滅努力の加速-女性・少女に対する暴力の防止・対処への男性・少年の関与-をテーマとして、パネルディスカッションが行われた。人権副高等弁務官は、ジェンダーに基づく暴力は最も蔓延している人権侵害であること、女性・少女の 3 分の1が人生のある時点で暴力を経験し、この割合は不安定な状況や紛争・危機のときに上昇すること、被害者のための司法・サービスの確保が暴力の悪循環を断ち切り、女性・少女が権利を主張するための基本であることなどを指摘した。討議では、女性に対する暴力の防止は、ジェンダーの社会化や有害な文化基準への取組みを通して強化できること、コミュニティがジェンダー平等と暴力削減に向けて男性の参加を増やす必要があること、すべての人々の前進の妨げとなっている硬直したジェンダー規範を変更しなければならないことなどが主張された。

人権理事会 表現の自由、事務総長と高等弁務官の報告書を討議

2017/06/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、表現の自由に関する討議が終了した。意見・表現の自由に関する特別報告者は、テロ対策法はしばしば曖昧であり、反対派や反対意見を抑圧するために用いられていると述べた。日本代表は韓国や複数の NGO の指摘に対して、教科書検定において政府の介入は許されておらず、慰安婦問題について記述している教科書もあること、表現の自由は民主国家の政治的基礎であり制限はできないが、反対派の個別の状況に応じて適切かつ最低限の措置がとられることなどを主張した。また、特別報告者の見解は断片的な情報に基づいており、日本としては非公式に特別報告者に連絡する用意があると述べた。続いて、人権副高等弁務官が、多くのテーマに関する国連事務総長と人権高等弁務官の報告書を説明した。討議で発言者は、良心的兵役拒否、貧困削減、自閉症の人々に対する差別の問題などを取り上げ、意見を述べた。

人権理事会 女性の権利と「2030アジェンダ」に関するパネル

2017/06/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、女性の権利と「2030 アジェンダ」-健康とジェンダー平等-に関するパネルディスカッションが行われた。人権副高等弁務官は、女性・少女は自身の体について自発的決定ができず、国内レベルでの彼女らの健康の権利、特に性・生殖の健康の権利は、極めて不平等で実現できていないこと、少女の早期の出産が少女とその子どもの生命を危険にさらすこと、「2030 アジェンダ」は健康の権利実現の好機であることなどに言及した。パネラーは、健康ほどジェンダー・人権・持続可能な開発のつながりが顕著な分野はないことなどを指摘した。討議では、健康と人権の共通点の理解、女性に対する暴力の兆候を早期に見つけるための保健関係者の研修が重要であること、安全な中絶などに関する人権が不平等であること、「2030 アジェンダ」はすべての女性・少女の性・生殖の健康を確保するためのまたとない機会を生むことなどが主張された。

世界高齢者虐待啓発デーに向けて専門家が声明

2017/06/13

国連人権高等弁務官事務所

6月15日の世界高齢者虐待啓発デーに向けて、高齢者の人権に関する独立専門家が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。高齢者の虐待はあらゆる状況で起きているが、多くの社会で今なおタブーであり、また、目立たず、見過ごされている。高齢者虐待は様々な形で行われており、明確な兆候があってもほとんどのケースが発覚しない。被害者は、報復を恐れ、あるいは家族を起訴から守るために報告しようとしない。また、自身に起きていることが虐待であると認識しなかったり、報告の手段をもたなかったり、身体的・精神的に連絡することができない場合もある。だからこそ、高齢者のために行動し主張するわれわれの集団的責任が重要性を増す。虐待防止のための啓発活動を続け、実際に生じた場合には直ちに報告することが必要である。また、ドメスティック・バイオレンスの場合の介入戦略が高齢者虐待の場合には適切ではないことを意識する必要もある。

人権理事会 すべての人権の促進・保護に関する討議

2017/06/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、すべての人権の促進・保護に関する一般討論が行われ、多くの NGO の代表が発言した。彼らは、人権擁護活動家の保護、意見・表現の自由、女性の権利、反体制派などに関わる世界中の国・地域での人権侵害・人権問題に懸念を示した。また、環境問題と関連する人権侵害を指摘し、出生前染色体検査の問題も取り上げた。ある NGO の代表は、企業の規模に関わらずビジネスと人権に関する指導原則の実施に向けた戦略的リーダーシップが必要であると主張した。また、ミャンマー・カンボジア・中国で日本の衣料品企業による労働者の権利侵害が広範にみられると指摘し、それらの企業は人権侵害防止に適切な注意を払い、生活賃金とディーセント・ワークを保障しなければならないと述べた。日本の財団法人の代表は、ハンセン病患者と家族に対する差別の問題を取り上げ、理事会は差別撤廃に関する決議を採択すべきであると述べた。

人権理事会 理事会が留意すべき人権状況を討議

2017/06/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論が始まった。 日本代表も発言し、理事会が留意すべき人権状況はシリアだけでなく、アジア・中東・アフリカでも蔓延していると述べた。また、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に関して、国際社会が共同で取り組まなければならないと主張し、同国に対して、国際社会が繰り返す懸念に真摯に耳を傾け、国連人権機関と協力するよう求めた。北朝鮮代表は、慰安婦は明白な歴史的事実であり、日本は謝罪しなければならないと述べた。日本のNGOの代表は、日米政府によって繰り返される沖縄住民の権利侵害、日本当局による軍事化反対派の逮捕を強く非難し、日本政府に対して、人権侵害を中止し、日米の新軍事基地建設に対する沖縄住民の思いを尊重するよう求めた。日本代表は、沖縄の基地建設は沖縄県が容認したことであり、地域活動家の逮捕は、彼らが暴力を用いたからであると反論した。 人権理事会 理事会が留意すべき人権状況に関する討議を終了

2017/06/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合で、理事会が留意すべき人権状況に関する討議を終了した。多くの市民団体が発言し、市民社会活動家に対する嫌がらせと活動の制限、表現・メディアの弾圧、マイノリティに対する宗教上の暴力、神への冒とくに関する誤った非難、先住民族の権利の否定、発展の権利と経済的・社会的・文化的権利の否定、女性の権利と紛争状況における女性・少女の脆弱性、政府による天然資源の違法開発などの問題に言及した。法律家のNGOの代表は、日本の国会でいわゆる共謀罪法案が可決されたことを取り上げ、政府がテロ対策を講じる際には、何よりもまず国際人権法上の義務を遵守しなければならないと述べ、日本の国会にこの法律を廃止するよう求めた。日本のNGOの代表は、表現・意見の自由に関する特別報告者は日本政府が表現・意見の自由の保護を怠っていると報告したが、この情報は正確ではないと主張した。

人権理事会 人権機関・制度に関する討議

2017/06/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、2016 年ビジネスと人権に関する国連フォーラムについて、人権高等弁務官事務所の代表が報告した。続いて、人権機関・制度に関する一般討論が行われ、政府や市民団体の代表が発言した。多くの発言者が多国籍企業による人権侵害が続いていることに懸念を示した。また、人権機関・制度が人権の促進・保護に関する専門知識を地域企業や中小企業と共有し、そうした企業を支援する必要があると述べた。複数の開発途上国の代表は、開発戦略、貧困撲滅、環境保護、ビジネス分野における人権尊重などの様々な優先事項のバランスをとることが課題であると述べた。ある NGO の代表は、バーレーン、ブルンジ、中国、エジプト、エリトリア、インド、ホンジュラス、日本、メキシコ、ミャンマー、ベネズエラで人権擁護活動家に対する嫌がらせや報復が生じていることを取り上げた。

人権理事会 人権機関・制度、普遍的定期審査制度を討議

2017/06/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権機関・制度に関する一般討論が行われた。発言者は、すべての市民、特に子どもや紛争の影響下にある人々など、弱者の権利を保護する政府の義務に改めて言及した。続いて、普遍的定期審査制度に関する一般討論が行われた。発言者は、この制度は成功例に関する意見交換や建設的対話を人権理事会と行うために重要であり、現場に真の改善をもたらす大きな可能性をもつことを強調した。また、審査のプロセスと勧告の実施において市民社会の積極的な参加が重要な役割を果たすと主張し、この制度との協力者に対して報復が行われるのは遺憾であると述べた。さらに、一部の地域でこの制度が政治化され道具として利用されようとすることに強く反対し、そうした試みは制度の目的を反らし、実効性を弱めることになると述べた。この会合をもって、人権機関・制度と普遍的定期審査制度に関する一般討論は終了した。

人権理事会 ウィーン宣言の実施、人種主義を討議

2017/06/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、ウィーン宣言・行動計画の実施に関する一般討論が行われた。発言者は、人権の普遍性・客観性・非選択性の確保が重要であること、ウィーン宣言は国際社会構成員の新たな対話、地域の関係者の関与のための枠組みであること、多くの人々が社会経済の発展の恩恵を受けることができず、各国政府は人権と持続可能な開発目標のつながりを探る必要があることなどを主張した。続いて、現代的形態の人種主義に関する特別報告者が発言し、移住者・難民・庇護希望者・マイノリティ・先住民族などの弱者集団の排斥、法執行における人種的プロファイリング、インターネット・SNS などの新情報技術を利用した人種主義的意見・憎悪のメッセージの拡散や人種的憎悪・暴力の扇動などに関する自身の報告書を説明した。討議では、増大する外国人排斥・人種主義に対して、国際社会が一層効果的に取り組むことなどが求められた。

人権理事会 人種主義を討議

2017/06/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する一般討論が行われた。ダーバン宣言・行動計画の効果的実施に関する作業部会議長は、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容の問題に取り組まなければ、「2030 アジェンダ」の実施において多くの人々が置き去りにされるであろうと述べ、ダーバン宣言・行動計画は各国が人種主義と闘うための好機を与えるものであると強調した。討議では、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容はあらゆる権利の享受に悪影響を与えていること、すべての国連加盟国が人種主義を防止・撲滅する政治的意志を示し、世界中の人種主義・不寛容の解決のための効果的な活動を推進する必要があること、アフリカ系の人々の貧困・周縁化の問題を打開し、彼らのニーズに適切に対応するために、具体的政策が必要なことなどが主張された。また、移住者に対するヘイトスピーチ、ネオナチの台頭などに懸念が示された。

人権理事会 人権の促進・保護における技術協力を討議

2017/06/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権の促進・保護における技術協力、特に人権理事会における10年間の技術協力・能力構築-課題と前進-について討議が行われた。ゼイド人権高等弁務官は、効果的な技術協力は苦しみ・差別・周縁化の防止に欠かせない要素であると述べた。国連開発計画の代表は、国連機関は普遍的定期審査の勧告を具体化する上で重要な役割を果たすことなどに言及した。人権高等弁務官事務所の代表は、過去5年の予算削減で複数の協力計画を中止しなければならなかったこと、しばしば入国を拒否されることがあり、計画の効率性・実効性に影響が出ていることを報告した。討議では、2016年には人権高等弁務官事務所の技術協力による約63の国内人権機関の設立・強化、80カ国の約4万7千人の拷問犠牲者に対するリハビリ、特別手続担当者による96カ国の訪問が行われたことに言及があった。

人権理事会 人種主義に関する専門家の発言

2017/06/20

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、現代的形態の人種主義に関する特別報告者が発言した。主な内容は以下のとおり。最近のテロ攻撃後、反イスラムが増大し、極右政党が台頭している。同時にまた、中東出身者に大きな影響を与えるテロ対策をとり、彼らの移動の自由を制限する国や、テロ容疑者の国籍剥奪を容易にするために法律を改正した国々もある。人種主義・外国人排斥・差別を増幅することなくテロに対処するには、経済的不平等に取り組むことが重要である。世界で経済危機が生じる中、移住問題による経済負担や移住者に対する有権者の不安を利用して、ポピュリスト政党が支持を得ている。人権と民主主義がネオナチ、スキンヘッド集団、その他の過激主義者に脅かされている。人種主義・外国人排斥の犯罪に対して絶えず警戒する必要がある。各国政府はこれまで以上に、過激集団の増大にさらに立ち向かわなければならない。

人権理事会 技術支援・能力構築を討議

2017/06/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、技術支援・能力構築に関する一般討論が行われた。発言者は、技術支援・能力構築は特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国が国際的義務を履行する上で重要な役割を果たすこと、技術協力の不可欠の基礎である主権・対話・協力の原則に配慮する必要があることなどを主張した。米国は、すべての政府に対して人権高等弁務官事務所の国内事務所の設置を認めるよう促した。中国は、技術支援・能力構築の原則として、各国の制度とニーズに合わせること、規範を押し付けないこと、持続可能な経済発展を促すこと、透明性を強めることを挙げた。ミャンマーは、理事会の現在の活動は人権侵害の結果に重点が置かれているが、防止こそが有用であること、技術支援・能力構築は何よりもまず、関係国との対話・協力を通して行われるべきであり、すべての関係者が国際人権規範・基準について十分な知識と経験をもつ必要があることを主張した。

人権理事会 13 の決議を採択

2017/06/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、以下の13の決議が採択された。すなわち、①ハンセン病とその家族に対する差別撤廃に関する特別報告者の新設、②~⑦教育、人身取引、人権と国際連帯、障害者、人権と多国籍企業、裁判官・弁護士の独立に関する各特別手続担当者の任期延長、⑧平和に対する権利に関する半日のワークショップの開催、⑨国内避難民に関する指導原則20周年を記念する、国内避難民の人権に関するパネルディスカッションの開催、⑩世界人権宣言70周年とウィーン宣言・行動計画25周年を記念する、ハイレベル・パネルディスカッションの開催、⑪寄付母体を拡大し資金源を補うために、これまでの資金提供国以外の国々の代表との対話を強化するよう人権高等弁務官事務所に要請、⑫ジェンダー平等の促進・達成における男性・少年の関与に関する報告書の作成を人権高等弁務官事務所に要請、⑬法曹の独立に関するものである。

人権理事会 10 の決議を採択

2017/06/22

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、以下の10の決議が採択された。すなわち、①②超法規的・略式・恣意的処刑、極度の貧困に関する各特別報告者の3年間の任期延長、③高齢者の人権の保護・促進における家族の役割に関するセミナーを第38会期までに開催、④若者の人権の実現に関する調査を高等弁務官に要請、⑤児童婚・若年婚・強制婚に関する情報収集のためのウェブ・サイト開設を高等弁務官事務所に要請、⑥安全で秩序ある正規の移住の原則・好事例・政策に関する報告を人権高等弁務官に要請、⑦慣習・伝統・文化・宗教などに基づき女性・少女を処罰・差別する法律の廃止を各国政府に要請、⑧「人権、気候変動、移住者、国外避難民」をテーマとするパネルディスカッションの開催を人権高等弁務官事務所に要請、⑨開発が人権享受に寄与する方法に関する調査を諮問委員会に要請、⑩少女の教育の権利実現のための措置の強化をすべての政府に促す、というものである。

人権理事会 議長声明と11の決議を採択

2017/06/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、コートジボワールに関する議長声明と以下の 11 の決議が採択された。すなわち、①~④コンゴ民主共和国、ベラルーシ、シリア、ウクライナ各国に関する決議、⑤アフリカ系の人々の人権に関する国連宣言案作成の検討をダーバン宣言・行動計画に関する作業部会に要請、⑥必須医薬品・ワクチンなどに関する発展途上国への支援を国際社会に要請、⑦都市や定住地における安全・健康的・包括的・安定した環境の促進を各国に促す、⑧国連腐敗防止条約の批准と効果的実施を各国に促す、⑨社会フォーラムは、人権の促進と普遍的尊重のためにスポーツとオリンピック理念を活用する可能性に重点を置くべきとする、⑩各国議会・人権理事会の活動・普遍的定期審査の相乗作用の促進・強化に関する研究を人権高等弁務官事務所に要請、⑪人権の主流化に関する好事例・課題・教訓・勧告をまとめるよう人権高等弁務官事務所に要請、②人権の主流化に関する好事例・

人権理事会 2つの決議を採択

2017/06/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、以下の 2 つの決議が採択された。すなわち、①エリトリアの人権状況に関する特別報告者の任期を1年延長し、また、エリトリア政府に対して、同国に自由にアクセスでき人権を保護・促進・監視する包括的権限を有する人権高等弁務官事務所の国内事務所の設置を検討するよう要請する決議、②各国政府に対して、テロと暴力的過激主義への対策が差別的にならないよう確保し、民族・人種・宗教的ステレオタイプ、国際法で禁止されているその他の差別的ステレオタイプに基づくプロファイリングを行わないよう促す決議、である。続いて、人権と国際連帯に関する独立専門家にナイジェリア出身者、マイノリティの問題に関する特別報告者にカナダ出身者、移住者の人権に関する特別報告者にチリ出身者、テロ対策における人権と基本的自由の促進・保護に関する特別報告者にアイルランド出身者がそれぞれ任命された。

人権理事会第35会期閉幕

2017/06/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 35 会期が閉幕した。今会期では、コートジボワールに関する議長声明と 36 の文書が採択された。採択された文書は、複数の特別手続担当者の任期延長、安全で秩序ある正規の移住、高齢者の人権の保護・促進における家族の役割など、広範な問題を扱っている。また、空席となっていた 4 つの特別手続の担当者がそれぞれ任命された。理事会議長は閉会に際して、理事会が数多くの会合に対処し、今年度の活動を全うし、今後のための持続可能な解決策を見出すために、理事会事務局、国連ジュネーブ事務所の代表、人権高等弁務官事務所の代表が共同プロジェクトチームを結成したと述べた。また、会期中に多くの脅迫行為の申立てがあったことを取り上げ、人権分野の国連の代表・機関と協力しようとする個人・集団に対する政府・非政府によるあらゆる脅迫行為を拒否すると述べた。第 36 会期は 9 月 11~29 日に開催される予定である。

ビジネスにおける社会権規約締約国の義務

2017/06/23

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスにおける社会権規約締約国の義務について、社会権規約委員会が新たな一般的意見を公表した。一般的意見には主に以下のことが規定されている。各国は、自国の領域・管轄下にある企業を規制しなければならない。多国籍企業の本国は、人権侵害の被害者のために司法への効果的なアクセスを保障し、適切な救済措置をとることが求められる。各国は、企業の戦略によって社会権規約上の権利の実現が損なわれることがないようにすべきである。また、国際的な税制協力をより一層進めるべきである。投資誘致のための法人税率の引き下げは、最終的に社会権規約上の権利実現のための資金力を弱めることになる。銀行秘密の過度の保護や寛大な法人税も同様の影響をもたらす可能性がある。企業が食糧・住居・健康・労働などの権利を侵害することのないよう確保するために、政府は行動することができるのであり、現に行動しなければならない。

拷問の犠牲者を支援する国際デーに向けて共同声明

2017/06/23

国連人権高等弁務官事務所

6月26日の拷問の犠牲者を支援する国際デーに向けて、拷問禁止委員会、拷問防止小委員会、拷問に関する特別報告者、拷問犠牲者支援基金が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。世界中で拷問の絶対的禁止がしばしば国内の治安を名目にして守られないなか、拷問行為が人権の重大な侵害であることを再確認したい。各国政府に対して、拷問行為を引き起こす条件・状況を除去するよう求める。拷問を受けない権利は、いかなる状況においても政府が奪うことができないものであり、この権利の剥奪は被害者の尊厳だけでなく、実行者の尊厳をも破壊することになる。拷問を終わらせるには、すべての国連加盟国が拷問を引き起こす条件・状況を除去すると改めて確約する必要がある。各国政府は、そうした条件発生の防止、被害者の救済・リハビリの権利を国内法に組み入れ保障しなければならない。

社会権規約委員会第61会期閉幕

2017/06/23

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第61会期が閉幕した。今会期では、オーストラリア、ウルグアイ、オランダ、リヒテンシュタイン、スリランカ、パキスタンの報告書審査が行われた。また、ビジネスにおける社会権規約締約国の義務に関する一般的意見24号が採択され、今後一般的意見が作成される予定の科学の権利、土地と社会権などについて討議が行われた。定期報告書に対する最終見解のフォローアップ、個人通報に対する見解のフォローアップに関する手続も採択された。さらに、個人通報2件が審理され、1件は受理不能、1件は社会権規約違反と判断された。子どもの権利委員会、性的指向・ジェンダー自認に関する独立専門家、小作農の権利に関する作業部会議長との会合も行われた。第62会期は9月18日~10月6日に開催され、コロンビア、メキシコ、韓国、モルドバ、ロシアの報告書審査が行われる予定である。

女性の権利に対するバックラッシュについて専門家が共同声明

2017/06/28

国連人権高等弁務官事務所

女性の権利に対するバックラッシュについて、女性差別に関する作業部会、文化的権利に関する特別報告者、宗教・信念の自由に関する特別報告者、性的指向・ジェンダー自認に関する独立専門家、女性に対する暴力に関する特別報告者が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。女性の人権の前進に対するバックラッシュについてあらためて述べる時である。この憂慮すべきバックラッシュの傾向は人権原則を損ね、女性の権利の進歩を台無しにするものであり、これに対抗するために、国際社会はジェンダー平等に関する基準の設定を引き続き進める必要がある。女性の権利が世界のあらゆる地域で押し戻され、ジェンダーの平等などの人権基準の実施が反権利の発言・行動によって妨げられている。こうした発言・行動を非難し続ける必要がある。家庭内に平等な権利がなければ、ジェンダーの平等は達成されない。

自由権規約委員会開催の予定

2017/06/29

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 120 会期が 7 月 3~28 日に開催される。この会期では自由権規約の実施状況に関してスイス、リヒテンシュタイン、ホンジュラス、モンゴル、スワジランド、マダガスカル、パキスタンの審査が行われる。また、自由権規約 6 条の生命に対する権利に関する一般的意見草案の討議、最終見解のフォローアップに関する特別報告者の中間報告の検討、手続規則案と活動方法に関する討議も予定されている。自由権規約は 1966 年に国連総会で採択され、1976 年に発効した。民族自決権、生命に対する権利、身体の自由・安全の権利、拷問の禁止などが規定されている。現締約国は 169 カ国である。第 1 選択議定書は個人通報について規定し、現締約国は 116 カ国である。第 2 選択議定書は死刑の廃止を規定し、現締約国は 84 カ国である。日本はどちらの議定書も批准していない。自由権規約委員会は 18 名から成り、日本の岩沢雄司さんも委員を務める。

女性差別撤廃委員会開催の予定

2017/06/29

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第67会期が7月3~21日に開催される。この会期では、女性差別撤廃条約の実施状況に関するイタリア、タイ、ルーマニア、コスタリカ、モンテネグロ、バルバドス、ニジェール、ナイジェリアの報告書審査が行われる。女性差別撤廃条約は1979年に国連総会で採択され、1981年に発効した。現締約国は189カ国である。条約は女性差別の定義として、「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女性(婚姻をしているかいなかを問わない)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」と規定する。2000年に発効した選択議定書は、個人通報について規定する。現締約国は109カ国である。日本は選択議定書を批准していない。女性差別撤廃委員会は23名から成り、日本の林陽子さんも委員を務める。

ビジネスと人権に関する専門家が発言

2017/06/30

国連人権高等弁務官事務所

責任あるビジネス行動に関するOECD世界フォーラムで、ビジネスと人権に関する国連作業部会の委員が発言した。主な内容は以下のとおり。世界が「持続可能な開発目標」に基づいて行動を進めるなか、政府とビジネスの指導者は利益ではなく人々を最優先にしなければならない。人権が尊重・保護されない開発は持続可能とはなりえず、持続可能な開発の概念を無意味なものにする。企業の貢献が人権に関する責任と尊重に基づいていない限り、民間分野によって持続可能な開発が支援されるのではなく台無しになる危険性がある。ビジネス活動が人々の権利を尊重する時、すべての人々のための開発実現に積極的に貢献する可能性は途方もなく大きなものになりうる。ビジネスが開発を推進する最も強力な方法は、活動全体と価値連鎖に人権尊重を組み込むことである。ビジネスと人権に関する国連指導原則は、ビジネスにおける人権保護・尊重のための明確なロードマップとなる。